

平成 26 年 5 月 28 日
国土政策局特別地域振興官

小笠原諸島振興開発基本方針の策定について

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり小笠原諸島振興開発基本方針を策定しましたのでお知らせいたします。

なお、本件に関する内容につきましては、国土交通省ホームページ「小笠原諸島振興開発基本方針」（http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chitok/crd_amaoga_tk_000005.html）にて別途公表しています。

記

1. 経緯

今国会における小笠原諸島振興開発特別措置法の延長・改正に伴い、新たに同法に基づく小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する必要が生じたことから、小笠原諸島振興開発審議会での審議及び関係行政機関の長との協議を行い、これらの結果が揃ったため、本日をもって基本方針の策定を行いました。

2. 基本方針（H26～H30）のポイント

- ・法の目的に「定住の促進」を加えたことに伴う記述の追加。
- ・産業振興促進計画認定制度等の振興開発への活用に関する記述の追加。
- ・生活の利便性の向上、産業の振興及び雇用の拡大並びに自然環境の保全・再生のため施策の推進、強化に関する取組を記載。

3. 今後の予定

東京都において、本基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画の策定を行う予定です。

4. 別添資料

資料 1：小笠原諸島振興開発基本方針（概要）

資料 2：小笠原諸島振興開発基本方針（本文）

【お問い合わせ先】

国土交通省 国土政策局 特別地域振興官付 池田、小林

代表：03-5253-8111（内線 29-722, 29-723）

直通：03-5253-8424

FAX：03-5253-1595